

○所沢市自転車駐車場条例

昭和60年12月25日 条例第28号

(設置)

第1条 自転車を利用する市民の利便を確保するとともに、鉄道駅周辺の自転車の駐車秩序の確立を図るため、所沢市自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 自転車駐車場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第3条 自転車駐車場の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 自転車駐車場の利用の許可に関する業務
- (2) 自転車駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (3) 自転車駐車場の施設、設備及び器具の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自転車駐車場の運営に関して市長が必要と認める業務

(供用時間)

第5条 自転車駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、自転車駐車場の管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て自転車駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

第6条 削除

(駐車できる車両の範囲)

第7条 自転車駐車場に駐車できる車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(利用できる者の範囲)

第8条 自転車駐車場を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) 市内又は隣接する市若しくは町に住所を有する者で、利用駅からおおむね700メートル以遠に居住する者
- (2) 利用駅からおおむね700メートル以遠の市内又は隣接する市若しくは町内の学校、事業所に就学、就業している者

(利用の許可)

第9条 自転車駐車場を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自転車駐車場の利用を制限することができる。

- (1) 自転車駐車場の利用の秩序を乱すおそれがあると認めたとき。
- (2) 自転車駐車場の収容台数を超過しているとき。
- (3) 自転車駐車場の管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めたとき。

(利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、第9条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 自転車駐車場を利用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 利用の許可の条件に違反し、又は指定管理者の指示に正当な理由なく従わなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(損害賠償)

第12条 利用者は、故意又は過失により自転車駐車場の設備及び器具を毀損し、又は滅

失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、損害額を減額し、又は免除することができる。

(市の免責)

第13条 自転車駐車場内において、天災、火災、盗難、衝突その他市の責めに帰さない理由によつて利用者又は第三者が被つた損害に対しては、市は、その責めを負わないものとする。

(利用料金)

第14条 利用者は、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

2 自転車駐車場の利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者が特に必要と認めた者については、市長の承認を得てその利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の収入)

第16条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の不還付)

第17条 利用者が既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(市長による管理)

第18条 市長は、自転車駐車場の指定管理者の指定の手續等に関し、所沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年条例第38号。以下「手續条例」という。）第2条の規定による申請がなかつたとき、手續条例第3条の規定による指定ができなかつたとき、又は手續条例第6条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第3条の規定にかかわらず、自転車駐車場の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の規定により市長が自転車駐車場の管理を行う場合におけるこの条例の規定の適用に関し必要な読替えは、別に定める。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
狭山ヶ丘第1自転車駐車場	所沢市狭山ヶ丘一丁目3005番地の35
狭山ヶ丘第4自転車駐車場	所沢市狭山ヶ丘二丁目4番地の4
狭山ヶ丘駅東口第1自転車駐車場	所沢市東狭山ヶ丘一丁目17番地の5
所沢駅東口第1自転車駐車場	所沢市くすのき台一丁目4番地の5
所沢駅東口第2自転車駐車場	所沢市くすのき台一丁目10番地の1
小手指駅北口第1自転車駐車場	所沢市小手指町一丁目53番地
小手指駅北口第2自転車駐車場	所沢市小手指町一丁目49番地
小手指駅南口第1自転車駐車場	所沢市小手指町三丁目37番地
小手指駅南口第2自転車駐車場	所沢市小手指町三丁目36番地
小手指駅南口第3自転車駐車場	所沢市小手指町三丁目43番地
喜多町自転車駐車場	所沢市喜多町2番12号
公園通り線自転車駐車場	所沢市並木一丁目1番地の2
東所沢駅第1自転車駐車場	所沢市東所沢和田二丁目7番地の6
東所沢駅第2自転車駐車場	所沢市東所沢和田一丁目2番地の3
東所沢駅第3自転車駐車場	所沢市東所沢五丁目2番地の4
東所沢駅第4自転車駐車場	所沢市東所沢一丁目10番地の2
新所沢駅東口第1自転車駐車場	所沢市美原町五丁目2022番地
新所沢駅西口第1自転車駐車場	所沢市緑町一丁目21番40号
新所沢駅西口第4自転車駐車場	所沢市緑町一丁目21番17号
西所沢駅第1自転車駐車場	所沢市上新井一丁目9番地の18
西所沢駅第2自転車駐車場	所沢市上新井一丁目5番地の8
西所沢駅第3自転車駐車場	所沢市西所沢一丁目478番地の2
西所沢駅第4自転車駐車場	所沢市大字山口232番地の1

下山口駅第 1 自転車駐車場	所沢市大字山口1248番地の 3
下山口駅第 2 自転車駐車場	所沢市大字山口1444番地の 1
下山口駅第 3 自転車駐車場	所沢市大字荒幡964番地の 4

別表第 2（第14条関係）

自転車駐車場名	自転車駐車場内区分	利用料金													
		一時利用		定期利用											
				1 箇月				3 箇月				6 箇月			
		自転車	原動機付自転車	自転車		原動機付自転車		自転車		原動機付自転車		自転車		原動機付自転車	
				学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般
狭山ヶ丘第 1 自転車駐車場	1 階	円 110	円 —	円 1,680	円 2,100	円 —	円 —	円 4,200	円 5,350	円 —	円 —	円 7,970	円 10,060	円 —	円 —
	2 階	—	—	1,260	1,580	—	—	3,150	3,990	—	—	5,980	7,550	—	—
	3 階	—	—	840	1,050	—	—	2,100	2,620	—	—	3,990	5,030	—	—
狭山ヶ丘第 4 自転車駐車場	—	110	160	1,260	1,580	1,680	2,100	3,150	3,990	4,200	5,350	5,980	7,550	7,970	10,060
狭山ヶ丘駅東口第 1 自転車駐車場	1 階	110	160	1,680	2,100	2,830	3,150	4,200	5,350	7,130	7,970	7,970	10,060	13,520	15,090
	2 階	—	—	1,260	1,580	—	—	3,150	3,990	—	—	5,980	7,550	—	—
	屋上	—	—	840	1,050	—	—	2,100	2,620	—	—	3,990	5,030	—	—
所沢駅東口第 1 自転車駐車場	—	110	160	1,260	1,580	1,680	2,100	3,150	3,990	4,200	5,350	5,980	7,550	7,970	10,060
所沢駅東口第 2 自転車駐車場	—	110	160	1,260	1,580	1,680	2,100	3,150	3,990	4,200	5,350	5,980	7,550	7,970	10,060

小手指駅北口第 1 自転車駐車場	—	110	160	1,260	1,580	1,680	2,100	3,150	3,990	4,200	5,350	5,980	7,550	7,970	10,060
小手指駅北口第 2 自転車駐車場	—	110	—	1,260	1,580	—	—	3,150	3,990	—	—	5,980	7,550	—	—
小手指駅南口第 1 自転車駐車場	—	110	160	1,260	1,580	1,680	2,100	3,150	3,990	4,200	5,350	5,980	7,550	7,970	10,060
小手指駅南口第 2 自転車駐車場	—	—	—	1,260	1,580	—	—	3,150	3,990	—	—	5,980	7,550	—	—
小手指駅南口第 3 自転車駐車場	—	110	—	1,260	1,580	—	—	3,150	3,990	—	—	5,980	7,550	—	—
喜多町自転車駐 車場	1 階	110	—	1,680	2,100	—	—	4,200	5,350	—	—	7,970	10,060	—	—
	屋外	—	160	—	—	1,680	2,100	—	—	4,200	5,350	—	—	7,970	10,060
公園通り線自転 車駐車場	屋内	—	—	1,680	2,100	—	—	4,200	5,350	—	—	7,970	10,060	—	—
	屋外	110	160	1,260	1,580	1,680	2,100	3,150	3,990	4,200	5,350	5,980	7,550	7,970	10,060
東所沢駅第 1 自 転車駐車場	1 階	110	—	1,680	2,100	—	—	4,200	5,350	—	—	7,970	10,060	—	—
	2 階	—	—	1,260	1,580	—	—	3,150	3,990	—	—	5,980	7,550	—	—
	屋外	110	160	—	—	1,680	2,100	—	—	4,200	5,350	—	—	7,970	10,060
東所沢駅第 2 自 転車駐車場	1 階	110	—	1,680	2,100	—	—	4,200	5,350	—	—	7,970	10,060	—	—
	2 階	—	—	1,260	1,580	—	—	3,150	3,990	—	—	5,980	7,550	—	—

	屋外	110	160	—	—	1, 680	2, 100	—	—	4, 200	5, 350	—	—	7, 970	10, 060
東所沢駅第 3 自転車駐車場	1 階	110	—	1, 680	2, 100	—	—	4, 200	5, 350	—	—	7, 970	10, 060	—	—
	2 階	—	—	1, 260	1, 580	—	—	3, 150	3, 990	—	—	5, 980	7, 550	—	—
	屋外	110	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東所沢駅第 4 自転車駐車場	1 階	110	—	1, 680	2, 100	—	—	4, 200	5, 350	—	—	7, 970	10, 060	—	—
	2 階	—	—	1, 260	1, 580	—	—	3, 150	3, 990	—	—	5, 980	7, 550	—	—
	3 階	—	—	840	1, 050	—	—	2, 100	2, 620	—	—	3, 990	5, 030	—	—
	屋外	110	160	—	—	1, 680	2, 100	—	—	4, 200	5, 350	—	—	7, 970	10, 060
新所沢駅東口第 1 自転車駐車場	—	110	160	1, 260	1, 580	1, 680	2, 100	3, 150	3, 990	4, 200	5, 350	5, 980	7, 550	7, 970	10, 060
新所沢駅西口第 1 自転車駐車場	—	110	160	1, 260	1, 580	1, 680	2, 100	3, 150	3, 990	4, 200	5, 350	5, 980	7, 550	7, 970	10, 060
新所沢駅西口第 4 自転車駐車場	—	110	160	1, 260	1, 580	1, 680	2, 100	3, 150	3, 990	4, 200	5, 350	5, 980	7, 550	7, 970	10, 060
西所沢駅第 1 自転車駐車場	—	110	160	1, 680	2, 100	2, 100	2, 620	4, 200	5, 350	5, 240	6, 600	7, 970	10, 060	10, 060	12, 580
西所沢駅第 2 自転車駐車場	—	110	160	1, 680	2, 100	2, 100	2, 620	4, 200	5, 350	5, 240	6, 600	7, 970	10, 060	10, 060	12, 580
西所沢駅第 3 自転車駐車場	—	—	—	1, 260	1, 580	—	—	3, 150	3, 990	—	—	5, 980	7, 550	—	—

転車駐車場															
西所沢駅第4自転車駐車場	—	110	160	1,680	2,100	2,100	2,620	4,200	5,350	5,240	6,600	7,970	10,060	10,060	12,580
下山口駅第1自転車駐車場	—	110	160	1,260	1,580	—	—	3,150	3,990	—	—	5,980	7,550	—	—
下山口駅第2自転車駐車場	—	—	—	1,260	1,580	—	—	3,150	3,990	—	—	5,980	7,550	—	—
下山口駅第3自転車駐車場	—	—	—	1,260	1,580	1,680	2,100	3,150	3,990	4,200	5,350	5,980	7,550	7,970	10,060

備考

- この表において「一時利用」とは、入場から出場までを単位とする1回ごとの自転車駐車場の利用をいう。一時利用における利用料金は、入場から24時間までごとに自転車にあつては110円、原動機付自転車にあつては160円とする。
- この表において「定期利用」とは、月の初日から末日までの1箇月を単位とする自転車駐車場の利用をいう。